注１：主食用米等生産量は、平成27年産米の水稲収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注２：６月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に10ａ以上の作付生産者の在庫量推計値を加えたものである。

２　全国の平成28／29年の需要見通し（推計値）

平成28／29年（平成28年７月から平成29年６月までの１年間）の全国の需要見通しについては、平成16年７月策定の基本指針において最近の米の消費量を踏まえて採用した手法により、平成８／９年（平成８年７月から平成９年６月までの１年間）から直近の平成27／28年までの全国の需要実績を用いてトレンド（回帰式）で算出すると、図２及び表２のとおりとなります。

図２　平成８／９年～平成27／28年の全国の需要実績を用いた算出方法

（単位：万トン）

年	x	需要量(y)	
8／9	1	943.8	
9／10	2	912.9	
10／11	3	907.3	
11／12	4	885.9	
12／13	5	911.5	
13／14	6	872.1	
14／15	7	894.7	
15／16	8	861.6	
16／17	9	865.4	
17／18	10	851.7	
18／19	11	837.5	
19／20	12	854.5	
20／21	13	823.6	
21／22	14	814.1	
22／23	15	820.0	
23／24	16	813.3	
24／25	17	781.1	
25／26	18	786.6	
26／27	19	782.5	
27／28	20	764.6	（速報値）
28／29	21	761.3	（推計値）

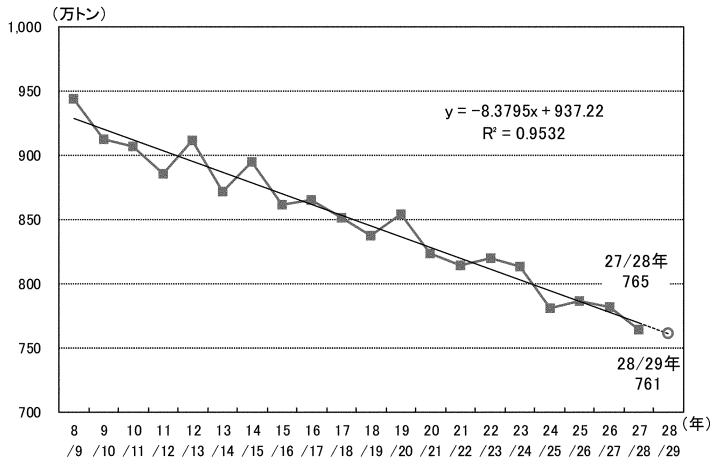


表２　平成28／29年の需要見通し（推計値）

平成28／29年	761万トン

３　平成28／29年の需給見通し

平成28／29年の需給見通しは、表３のとおりです。

⑴　供給量

①　平成28年６月末の民間在庫量（速報値）は、205万トンです。

②　平成28年産の生産数量目標は、平成27年11月に変更した基本指針で設定した平成28年産米の全国の生産数量目標の743万トンです（平成28年産米の生産量は、作柄等により上下します。）。

③　この結果、平成28／29年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、948万トンとなります。

⑵　需要量

主食用米等の需要量の見通しは、２により算出した761万トンです。

⑶　平成29年６月末の民間在庫量

平成29年６月末の民間在庫量は、⑴の供給量及び⑵の需要量から算出して187万トンと見通されます。

表３　平成28／29年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

平成28年６月末民間在庫量	A	205	205
平成28年産主食用米等生産量	B	743 （生産数量目標）	735 （自主的取組参考値）
平成28／29年主食用米等供給量計	C＝A＋B	948	940
平成28／29年主食用米等需要量	D	761	761
平成29年６月末民間在庫量	E＝C－D	187	179

注：自主的取組参考値（735万トン）については、平成27年11月に変更した基本指針において、仮にこれだけ生産すれば、平成29年６月末の民間在庫量が近年では低位の水準となるものとして設定したもの。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

他方、毎年11月の基本指針の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

２　平成28／29年の備蓄運営

平成28年産米の備蓄米としての買入契約数量は22.5万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（６月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、14.5～22.5万トンの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた平成28／29年の備蓄運営は、表４のとおりです。